

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年3月31日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年4月17日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成21年4月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
まんのう町	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 砂池地区	まんのう町土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 長尾地区	”